

9. 営業年限の延長・増資

(1) 営業年限延長と増資

事前準備

本行の営業年限は、明治15年6月制定の日本銀行条例第3条に「開業ノ日ヨリ満三十年トス」と定められていたが、同条但し書により「株主總會ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得」ることになっていた。中央銀行としての本行の存在意義を考えればその営業年限延長は当然のことに思われたが、「法律は其の決議の権を株主總會に与へ、其の許否の権を政府に与ふるが故に、此の両者の意向如何に依りては或は之を否定することあるも亦如何ともすること能はず」、「万一にも之を否定することありとすれば、兌換券の処分、国庫金及国債事務の取扱方及営業上各種取引契約の始末等に就き、之を考量し之を準備するに二ケ年余の日子は決して長しとせざる」ものがあったことも否定できなかつた。⁽¹⁾そこで松尾臣善本行総裁は、明治43年（1910年）2月に開かれる株主總會をめぐりて、営業年限満了のほぼ3年前から営業継続の準備に着手した。

明治42年10月4日、「本行営業年限延長ニ関スル件」と題する調査局長の復命書が提出されるや、松尾総裁は高橋是清副総裁の同意を得て、同月14日、桂太郎首相兼蔵相に次のことを内申した。

- イ、本行のように「大事業を負担する機関」の営業年限延長は、少なくとも2、3年前に確定しなければ将来の計画を立てることができない。
- ロ、わが国経済の発展に伴う兌換銀行券発行高の増大に対応できるよう増資を行う必要がある。
- ハ、本行所有公債の売却益などの財源があるので、株主に特別配当を行い、これを増資払込みの一部に充当させる。

11月26日、営業年限の延長と増資に関する本行上申は大体において認めるが、認可の際「大蔵省より特別に相談することもあるべし」という蔵相回答⁽²⁾を得たの

で、翌27日、松尾総裁は早速重役集会を開き、①本行営業年限の30か年延長、②3000万円の増資、③700万～800万円の特別配当、をなすことを内定した。次いで、松方正義・井上馨両元老のほか、渡辺千秋内蔵頭・岩崎久弥・三井八郎右衛門等大株主の賛同を得る一方、12月3日、蔵相に対する「日本銀行営業期限延長并ニ増株及特別配当ノ件ニ付内伺」（付属説明書を含む）を決定し、翌4日、若槻大蔵次官に同内伺を提出した。

12月16日、本行内伺に対し内諾の蔵相令達があったが、翌17日、先に蔵相が営業継続のときは「大蔵省より特別に相談することもあるべし」と予告していたように、若槻次官は、①政府に対する法定貸付金（2200万円）の継続、②国庫金の無手数料取扱い、③国債元利金取扱い手数料の軽減を申し入れてきた。本行は重役集会を開いてこの申入れを検討し、今後発行される国債は取扱い手数料軽減の対象としないなど、若干の条件を付して大蔵省の申入れに応ずることにしたが、大蔵省と協議の結果、12月25日、①兌換銀行券条例の規定に基づく無利息の対政府貸付金2200万円は継続すること、②台湾国庫金取扱費、台湾金銭通送費、特設金庫事務取扱費、特設金庫貨幣類通送費、補助貨幣通送費、引揚貨幣通送費は明治43年度分から日本銀行の負担とすること、③大蔵省証券取扱い手数料は明治43年度以降支給しないことに決定した。

一方、本行は営業年限延長・増資・特別配当に関する、①各種手続きの実施手順とその担当局、②株主総会の討議に付する議題とその説明、③大蔵大臣に提出する請願書の案を取りまとめ、12月23日、内議のため大蔵省に回付したが、同月29日、「御内議相成候処何れも差支無之ものと省議決定」した旨、理財局長から通知があり、営業年限の延長および増資の件はいよいよ実行段階に入ることになった。

臨時株主総会

本行営業年限の延長および増資・特別配当の件は、明治42年末に、いつでも実行に移れる態勢を整えることができたので、翌43年1月15日、営業年限延長、増資・特別配当、定款変更に関し臨時株主総会を2月19日に開催する旨を官報およ

び新聞に発表するとともに、株主招集状を発送した。

本行の営業年限延長に対して世上では特に異論はなかったようであるが、増資については、「其れ丈け基礎を鞏固にして信用を高むることなれば……一般経済界の為めにも悪しかる可き筈はあらず」との意見があった反面、「或は其の理由不明なりと云ひ、或は株主の利益を独占するを非難して、之を国庫に分取すべしと論ずるものあり、或は此の際兌換券の発行税を増加すべしと説くもの」があった。⁽⁴⁾しかし、43年2月19日の本行臨時株主総会では上記の3議題はいずれも「全会一致ヲ以テ可決」され、直ちに「其許可ヲ政府ニ請願スル」ことになった。⁽⁵⁾

営業年限延長・増資・定款変更に関する請願書は、臨時株主総会が開催された明治43年2月19日、大蔵大臣に提出され、即日、「許可ス」る旨の蔵相令達が発せられた。次いで同月22日、「今般日本銀行条例第三条ニ依り日本銀行ノ営業年限ヲ明治四十五年十月十日ヨリ満三十年延長スルコト並同条例第四条ニ依り日本銀行ノ資本金ヲ更ニ三千万円増加シ株数ヲ十五万株増加スルコトヲ許可シタ」とする大蔵省告示（第24号）が公布された。⁽⁶⁾

今次増資による新株15万株に対する引受けは、臨時株主総会で決定された43年3月24日までに全部完了し、第1回払込み（1株につき50円）も特別配当金により同月24日に振替え充当された。4月9日、本行は再び臨時株主総会を開き、新株募集に関する報告を行ってその承認を得、5月18日から本支店・出張所において株主に新株券を交付した。

山崎覚次郎博士の批判

以上のように、本行の営業年限延長と増資は無事に終了したが、当時東京帝国大学教授であった山崎覚次郎博士は、明治43年9月の『法学協会雑誌』第28巻第9号に「日本銀行営業年限ノ延長」と題する論文を発表して批判を加えた。⁽⁷⁾博士は以下のように述べている。

「中央銀行の存在が本邦に於て将来尚ほ必要なるは言ふを俟たざるを以て、日本銀行営業年限の延長は固より当然のことに属し、中央銀行として日本銀行が常に相当の資本金を有せざるべからざるや疑を容れざるが故に」、43年2月19日の日

本銀行株主総会がそのような決議をなし、大蔵大臣がそれを許可したことは「共に至当の処置にして何等異議を挿むべき余地存せざる」ようであるが、「急速且輕易に決定せられたるを見て、多少意外の感を抱ける者無きに非ず」。その理由は人によって異なろうが、「重要なものは第一、極めて急速に許可の付与せられたること、第二、延長年限の甚だ長きこと、第三、殆ど無条件を以て許可を与へたることなり」と考える、と。

この山崎博士の批判に対して、「実は準備が長きにわたって内々続けられたという事実を知らなかったこと、営業年限の延長は決して無条件ではなかったこと、中央銀行のような存在に短期の営業年限を付するのは適当でないことなど、反批判がなりたつ⁽⁸⁾」と思われるが、山崎博士が次のように述べていたことを見逃してはならない。営業年限延長の件は43年1月15日に株主に通知されており、「突然発生せるものに非ず、政府は勿論一般の人士も十分に研究熟慮するの時間を有せるものとす」と言う者もいるが、当局者は別として「一般の人士」については十分な「考慮の時間と論議の機会」を与えられたとはいえない。中央銀行は「普通の営利会社と異なりて公共的機関の性質を具へ、主として社会一般の利益を進捗すべき職能を有するが故に、之に付与するに銀行券発行等に関する特権を以てするもの」であるから、「政府は何等乎の方法を以て議会其他の論議意向を徴して而して後処置す」べきであった。もともと、中央銀行の営業年限延長を政府の行政処分にゆだねたのは「軽重顛倒の感」がないでもない、というのである。

次に、「三十年の延長は長きに過ぐ」る理由について博士は次のように主張した。「期限の長短は所謂程度問題にして絶対的標準は存せず」、また「国家の権力を以てすれば仮令特権年限内と雖も、中央銀行の制度、組織、課税又は利潤分配等に関し変更を加ふること固より為し得べき所なれども」、何か事が起きなければ「等閑に附せらるるを免れず」。営業年限が10年ないし15年ごとに満了するようしておけば、「之を機会として一般の注意を喚起し、従て中央銀行の制度其他に関する諸般の改良変更を加ふること事実上容易」である、というのである。中央銀行は中央銀行であるがゆえに、常に国民の批判にさらすべきであるということであろう。

また山崎博士は、日本銀行が今回の営業年限延長に対する「報償」として「従来手数料の支給を受けたる内地以外の国庫金取扱」を無手数料とし、「之がために政府の益し日本銀行の損する所相当の金額に上る」であろうが、それでも、ヨーロッパ「諸国の中央銀行が斯の如き場合に負担の増加せるに比して其権衡果して如何」と述べ、「日本銀行が国庫金取扱の一部に対する手数料を失ひたるに止まり、他に何等の要求を蒙らざりしは、同行株主の為めには喜ぶべきも、中央銀行に対する政策上疑問と為さざるを得ざるなり」と批判したのである。

山崎博士の所論は、市中商業銀行の中からいわば自然発生的に銀行券発行権を集中して中央銀行となったヨーロッパ先進国の事例を念頭に置いたものであった。わが国のような後発資本主義国の中央銀行にそれが全面的に当てはまるかどうかは、判断のむずかしいところであろう。特に当時におけるわが国の政治的風土を考えると、10年ないし15年ごとに中央銀行制度を再検討する機会が訪れるとなれば、いたずらに政争の具に供されて紛糾するおそれが大きかったと思われる。しかし、明治15年6月制定の日本銀行条例が、制定当時の時代的制約を著しく被っていたことは否定できない。最初の営業年限満了はその改正の絶好の機会であった。その意味では、平穩のうちに営業年限の30か年延長を達成したことは良かったかどうか疑問であろう。明治維新体制の残映に彩られた日本銀行条例がほぼ制定当時の姿で存続し、太平洋戦争下の昭和17年（1942年）に第2回目の営業年限満了を迎えたことが重要な背景となり、中央銀行の本来の在り方とは大きくかい離した方向へ大規模な改革が行われたことを思うと一層その感が深い。

- (1) 日本銀行保有資料『本行営業年限延長・第三回増資関係機密書類綴』。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (2) 同上。
- (3) 日本銀行保有資料『本行営業年限延長・第三回増資関係機密書類綴付属書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 明治43年1月16日付『中外商業新報』。
- (5) 『東京経済雑誌』第1526号（明治43年1月22日）社説「日本銀行の資本金増加」3ページ。
- (6) 日本銀行保有資料『本行営業年限延長・第三回増資関係書類写』。

第3章 金本位制発足後の政策運営

(7) 山崎覚次郎『改訂増補 貨幣銀行問題一斑』有斐閣書房、大正9年、529～543ページに収録。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(8) 吉野俊彦『日本銀行史』第4巻、春秋社、昭和53年、767ページ。

(2) 大正初期の本行株主

株 主 数

創業後満30年を経過した直後の大正2年(1913年)1月末における本行株主総数は1312名(内蔵頭を含む)に上り、創業直後の明治15年(1882年)末のそれ(大蔵省を含め581名)に比べて2.3倍になった。この間、総株式数は5万株から30万株に増加(6倍)していることからみると、株主数の増大テンポは鈍かったといつてよい(表9-1)。一つには、3回行われた増資時(明治20年3月1000万円、28年8月1000万円、43年2月3000万円)に、失権する株主が少なかったことによると思われるが、明治21年から大正元年までの25年間における本行株式売買譲与数は19万8404株(うち無償譲与3万8953株)に及んでいたことから考えると、必

表 9-1 所有株式数別本行株主構成

所有株式数	株 主 数 (名)		株 式 数 (株)	
	明治15年12月末	大正2年1月末	明治15年12月末	大正2年1月末
3,000～3,999		1(0.1)		3,600(2.2)
2,000～2,999		8(0.6)		19,265(12.0)
1,000～1,999	1(0.2)	22(1.7)	1,000(4.0)	28,212(17.6)
500～ 999	3(0.5)	36(2.7)	1,500(6.0)	24,486(15.2)
400～ 499	5(0.9)	20(1.5)	2,075(8.3)	8,620(5.4)
300～ 399	3(0.5)	42(3.2)	970(3.9)	13,584(8.5)
200～ 299	12(2.1)	76(5.8)	2,900(11.6)	16,409(10.2)
100～ 199	49(8.4)	155(11.8)	5,585(22.3)	18,860(11.7)
50～ 99	82(14.1)	212(16.2)	4,190(16.8)	13,652(8.5)
1～ 49	425(73.3)	739(56.4)	6,780(27.1)	13,992(8.7)
計	580(100.0)	1,311(100.0)	25,000(100.0)	160,680(100.0)
大蔵省(内蔵頭)	1	1	25,000	139,320
合 計	581	1,312	50,000	300,000

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 「日本銀行半季報告」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻および第9巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収)。

表9-2 本行大株主

明治15年12月31日		明治31年2月19日		大正2年1月31日	
氏名	株数	氏名	株数	氏名	株数
三井八郎右衛門	1,000	三井銀行	2,043	*鍋島直大	3,600
大谷光尊	500	横浜銀行	1,780	三井合名	2,896
川崎八右衛門	500	*鍋島直大	1,500	若尾民造	2,820
安田善次郎	500	*徳川篤敬	1,436	住友吉左衛門	2,682
鴻池善右衛門	450	若尾民造	1,400	神田鐘藏	2,475
西川貞次郎	425	*島津忠濟	1,050	*島津忠濟	2,200
川崎正藏	400	原善三郎	1,050	*前田利為	2,140
川崎金三郎	400	中村清藏	1,000	中村清藏	2,050
久次米兵次郎	400	安田善次郎	1,000	*徳川圀順	2,002
三野村利助	365	*前田利嗣	1,000	茂木銀行	1,754
原亮三郎	305	三野村利助	850	*酒井忠道	1,700
小西新右衛門	300	*酒井忠道	840	*岩崎久弥	1,514
池田栄亮	250	北岡文兵衛	840	*立花寛治	1,500
原善三郎	250	*川田竜吉	830	三野村安太郎	1,450
河村伝衛	250	茂木銀行	780	*松平頼寿	1,410
笠野吉次郎	250	住友吉左衛門	759	*島津忠重	1,404
子安峻	250	*岩崎久弥	757	塚本合名	1,400
広岡久右衛門	250	*立花寛治	750	古河虎之助	1,400
平瀬龜之助	250	*島津忠義	702	北岡文兵衛	1,390
茂木惣兵衛	250	*岡部長職	653	原善一郎	1,348
住友吉左衛門	250	川崎正藏	600	赤星鉄馬	1,210
杉村正太郎	250	名古屋銀行	600	*川田竜吉	1,200
鷺尾松三郎	200	*松平頼聡	590	川崎千賀	1,200
金沢為換会社	200	戸塚文海	525	有栖川宮別当	1,140
洪沢栄一	185	松本重太郎	525	中井銀行	1,060
原六郎	150	川上左七郎	525	戸塚文雄	1,060
花房端連	150	有栖川宮別当	520	外村宇兵衛	1,060
西村虎四郎	150	石居四郎平	505	八幡銀行	1,012
西浦円治	150	中井銀行	503	前川太郎兵衛	1,000
富岡半兵衛	150	三野村利市	500	三野村利市	1,000
川上左七郎	150			大江共有組合	1,000
山口吉郎兵衛	150				
山邑太左衛門	150				
松本重太郎	150				
浅見又藏	150				
森弥三郎	150				
36名	10,280	30名	26,413	31名	51,077
大蔵省所有分を除く総株数	25,000	内蔵頭所有分を除く総株数	80,340	内蔵頭所有分を除く総株数	160,680
株主数	580	株主数	854	株主数	1,311

(注) *印は明治17年7月制定「華族令」による華族を示す。

(出所) 表9-1と同じ。

ずしもそうとばかりはいえない。その売買譲与価格がかなりの金額であった（明治30年下期1株平均372円47銭、大正元年下期同旧株524円87銭、新株302円44銭）ため、それほど一般性のある株式でなかったことによるところもあったと思われる。

内蔵頭（当初は大蔵省）所有の本行株式を除いてみると、明治15年末における400株以上所有株主の数は9名、その所有株式数合計は大蔵省所有分を除く総株式数（2万5000株）の18.3%を占めるにとどまっていたが、大正2年1月末では400株以上所有株主数は87名と明治15年末比9.7倍に上り、その所有株式数合計は同18.4倍に達し、内蔵頭所有分を除く総株式数（16万680株）の52.4%と過半を占めるに至った。ある程度の少数株主への所有集中傾向は見られるが、株主権が限定されていた本行の場合それがどれほどの意味を持っていたかは問題であろう。むしろ、安定した配当金の受領を目的としたレントナー的株主が相当多かったのではないと思われる。株主増加数の60.7%が100株未満株主であり、大正元年末の華族株主が52名（2万6702株）に達していたことはその表れといえよう。⁽¹⁾

大株主

内蔵頭（大蔵省）を除く所有株式数上位株主30名（同数者ある場合は30名以上）の変遷を見ると、表9-2のとおりである。華族の名がかなり見られるほか、大株主の順位変動の激しいことが目に付く。たとえば、明治15年末には4位を占めていた安田善次郎は、31年2月には9位、大正2年1月末には49位（安田銀行）に落ち、鴻池善右衛門も5位→33位→33位（鴻池銀行）となっている。一方、住友吉左衛門は21位→16位→4位に、茂木惣兵衛は20位→15位（茂木銀行）→10位に上昇している。試みに、華族を除いて上位10位までの株主を並べてみると（「三菱」の総帥男爵岩崎久弥を含む）表9-3のようになる。大正2年1月末では第2位の若尾民造は山梨の蚕糸貿易商若尾逸平の後継者であり、第4位の神田鑛蔵は明治43年の四分利債借換えの際に活躍した再下請け証券業者で、後に神田銀行頭取となった。第5位の中村清蔵は米穀味噌商・倉庫業を営み、金城貯蓄・明治商業両銀行の取締役であったといわれている。第8位の三野村安太郎は本行創立

表 9-3 10位までの本行株主（華族を除く）

明治15年12月31日		明治31年 2月19日		大正 2年 1月31日	
氏 名	株数	氏 名	株数	氏 名	株数
三井 八郎右衛門	1,000	三井 銀行	2,043	三井 合名	2,896
川崎 八右衛門	500	横浜 銀行	1,780	若尾 民造	2,820
安田 善次郎	500	若尾 民造	1,400	住友 吉左衛門	2,682
鴻池 善右衛門	450	原 善三郎	1,050	神田 鑄藏	2,475
西川 貞次郎	425	中村 清藏	1,000	中村 清藏	2,050
川崎 正藏	400	安田 善次郎	1,000	茂木 銀行	1,754
川崎 金三郎	400	三野 村利助	850	岩崎 久弥	1,514
久次 米兵次郎	400	北岡 文兵衛	840	三野 村安太郎	1,450
三野 村利助	365	茂木 銀行	780	塚本 合名	1,400
原 亮三郎	305	住友 吉左衛門	759	古河 虎之助	1,400
計	4,745	計	11,502	計	20,441
総株式数比 (%)	19.0	総株式数比 (%)	14.3	総株式数比 (%)	12.7

(注) 「総株式数」は大蔵省または内蔵頭所有分を除いたもの。

(出所) 表 9-1 と同じ。

時の理事三野村利助の長男で東海銀行監査役であり、第10位の古河虎之助は古河市兵衛の直系で後の東京古河銀行頭取であった。第9位の塚本合名は詳細不明ながら東京市日本橋区の呉服商であったと推測されるが、それを除けば10位までの株主はいずれも銀行業と直接・間接に関連を有していたことが注目される。

- (1) 職業別の本行株主数・所有株式数の分かる明治31年末についてみると、商工業・銀行業に従事する者および銀行・会社である株主数は531名、その所有株式数は5万10株に達し、内蔵頭を除く株主・株式総数のそれぞれ60.6%、62.2%を占めていた。逆に言えば、少なくとも4割近くが配当金受領を目的とする株主であったと思われる。

(3) 内部組織の拡充整備

本店組織の拡充

前に述べたように「仮内規」に代えて明治32年（1899年）1月に「内規」が実施され、本行本店の部局組織は検査・営業・出納・発行・国庫・文書・株式・計算の8局および秘書室という構成になったが、日露戦争に伴う本行業務の繁忙化に対処して本店組織の改正が行われた。

すなわち、明治37年の日露戦争勃発につれて「本行公債事務は俄に繁忙を加

へ、且将来国債の増加に従ひ本行公債事務の益繁冗に赴くは数の免かれざる所、従て之が整理を完うせんとするには、勢従来の如く営業局中の一分課を以て取扱はしむるを以て足れりとせず、別に一局を設けて之を処弁せしむるの必要」があると考えられた。⁽¹⁾37年8月31日、本行は内規の改正に関して大蔵大臣の認可を得、9月1日、新たに国債局を設け、国債に関する一切の事務を取り扱わせることにした。

一方、既述のように本行のロンドン代理店である横浜正金銀行ロンドン支店は、本行が特に融通した多額の資金を運用していただけてだけでなく、本行所有の有価証券も保管していたが、「日露戦役開始の爲め同代理店の事務は俄に重要を加へ、兌換準備に充当せる数千万円の正金を保有せしめ、且新に大蔵省証券買持等の事務を取扱わしむることとなりたるに依り」⁽²⁾、新たにロンドン代理店監督役を設けて海外代理店事務を監督させるとともに、経済その他に関する諸般の調査報告を行わせることにし、37年11月7日、内規改正につき大蔵大臣の認可を得て即日実施した。また、本行のニューヨーク代理店である横浜正金銀行ニューヨーク出張所においても、「兌換券発行準備に充当せる巨額の正金を取扱はしめ、且代理店名義を以て資金の運用をなさしむることとなりたるに付」⁽³⁾、ロンドンと同様ニューヨークにも代理店監督役を置くことにし、38年2月1日、大蔵大臣の認可を得て即日実施した。

また、本行海外代理店に関する事務は従来営業局が取り扱ってきたが、「追々年所を経るに従ひ代理店事務取扱の区域拡大し、英米独仏を始め欧米各国に亘り、加之資金の運用方も益複雑を加ふるに至りたるを以て、従来の如く営業局内の一部をして之を取扱はしめんとすれば不便の廉藪からず、且外国に対しても体裁上不可なる所」があったので、海外に関する事務を営業局分掌からはずし、新たに外事部を設けて取り扱わせることにした。他方、本行の業務ならびに内外の財政経済に関する統計・調査事務は検査局が取り扱ってきたが、日露「戦後の経営及一般経済の発展に伴ひ、財政経済上の調査頓に多きを加へ」るようになったほか、本行内部および代理店の検査事務については、「検査の結果往々人事其他機密に亘ることあり、従来検査局職制にては十分調査検査の実績を挙ぐる能はざるの

憾」があったので、検査局を廃して調査局を新設し、「諸般調査の拡張に伴はしめんことを期する」と同時に、新たに検査部を置き、「検査役は總裁直接之を指揮し、検査の実効を十分ならしめ」ることになった。⁽⁴⁾これに伴う内規の改正については、明治39年7月23日に大蔵大臣の認可を取得し、8月20日、検査局を検査部に改めるとともに外事部と調査局を新設した。

もっとも、明治44年6月1日、海外代理店関係事務およびその他外国に関する事務取扱いのために、「特に一部を置くの必要なきに至」ったので、外事部を廃止してその取扱い事務を再び営業局に取り扱わせることにした。⁽⁵⁾

以上のような内、外における調査事務の拡充・強化は、金本位制下の中央銀行として、国内経済、金融の発展や海外との関係緊密化に対応して、より本格的な形で中央銀行業務を運営しようとする努力を反映するものであったといえよう。

支店網の整備

明治32年1月に内規が実施されたころの本行支店網は、大阪・西部・北海道・名古屋の4支店と、札幌・小樽・京都・台北の4出張所にとどまったが、内規の実施とともに各出張所に営業・出納・国庫・文書・計算の5係が置かれた。

もっとも、台北出張所は台湾銀行の設立に伴い32年9月30日をもって廃止されたことは既に述べたが、その2か月半前の7月15日、本行は福島に出張所を設けた。東北地方には「生糸米穀等重要の物産少なからず、而も金融は動もすれば壅塞し易きの聞えありしに依り、之が疏通を図る為め支店若くは出張所の設置を必要」としていたうえ、32年5月に「奥羽鉄道米沢福島間の開通ありて、陸羽交通の端を開」いたので、東北地方の金融の便をはかるため福島出張所を開設することにしたのである。⁽⁶⁾

次いで、明治38年9月1日、広島にも本行出張所を開設した。広島市は陸軍の師団と海軍の鎮守府を控え、国庫金の出納が非常に頻繁であったので、本行は「同地方に於ける資金集散の便宜を推進せん為め」⁽⁷⁾、大蔵大臣に届け出たうえ出張所を置いたのであった。広島出張所は、開業当初は国庫・国債事務のほかは預金・為替・保護預りの取扱いを行うにとどまったが、開業1年後の39年9月1日から、

第3章 金本位制発足後の政策運営

「全国各地資金の融通を便にし、金利の均一低下を図る」という趣旨に基づき⁽⁸⁾、当座貸越・定期貸・手形割引の業務も取り扱うことになった。

前述のように、北海道には函館に支店、小樽と札幌に出張所を置いていたが、「時勢の推移に従ひ同道の経済上及金融上の勢力は漸次小樽に帰し、函館は之に比し稍其重要の度を減ずるに至」った一方、「札幌は小樽と近接し経済上互に密接の関係を有するを以て、別に出張所を置くの必要を感じざるに至」⁽⁹⁾った。このため、本行は大蔵大臣の認可を得て、明治39年8月20日、小樽出張所を小樽支店と改め、北海道支店を函館出張所と改称するとともに、同月19日限り札幌出張所を閉鎖した。

また、米穀や羽二重など重要商品の生産地である北陸地方に対しても、「金融の便を与ふるの道を開くことは本行従来⁽¹⁰⁾の懸案」であったので、明治41年12月17日に大蔵大臣の認可を取得し、翌42年3月15日、金沢に出張所を設置した。これにより本行の支店網は4支店・5出張所となったが、明治44年5月12日、「京都出張所、福島出張所、広島出張所、函館出張所及金沢出張所ハ、其事務ノ實際上支店ニ比シ特ニ名称及組織ノ区別ヲ存スヘキ程ノ差異無之ニ至」⁽¹¹⁾ったため、これらの出張所をすべて支店と改称し、6月1日から実施することについて大蔵大臣に対し稟請を行い、5月20日にその認可を得た。したがって、明治末年の本行支店数は九つとなった。

(1) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、366ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。

(2) 同上、368ページ。

(3) 同上、369ページ。

(4) 同上、370ページ。

(5) 上掲書第2輯第1巻、昭和14年、290ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(6) 上掲書、前掲第1輯第1巻、619ページ。

(7) 同上、620ページ。

(8) 同上、620～621ページ。

(9) 同上、621ページ。

(10) 同上、622ページ。

(11) 上掲書、前掲第2輯第1巻、275ページ。

(4) 明治後期の収益状況

明治期後半（明治30年下期～44年下期）の本行収益状況は表9-4のとおりである。日露戦争直前の36年下期までの期中収入総額の動きをみると、日清戦後から明治30年代初めにかけて大幅に増加した後おおむね500万円前後で推移するとどまった（保有金銀の評価益（773万円）を計上した30年下期を除く）。明治20年代の期中収入総額（毎年下期のみの平均で201万円）に比べれば、はるかに多くなったが、収入の中心を占める諸利息・割引料収入は200万～300万円程度でこの期間中ほぼ横ばいに推移し、36年下期には156万円と日清戦争直後の28年下期（156万円）並みに縮小した。この間、収入総額中に占める公債利息収入のウェートは次第に高まり（31年下期23.4%→36年下期40.5%）、諸利息・割引料収入の頭打ち、または減少を補ったことが注目されよう。

日露戦争以降明治末年までの期中収入総額は、多額（473万円）の公債売買益を計上した42年下期を除いても、700万～1000万円と日露戦争前のそれをかなり上回った。37年下期～44年下期の8期平均では期中収入総額は952万円に達し、36年下期以前の7期平均597万円の59.4%増となった。一つには、41年・42年各下期を除いて、諸利息・割引料収入が400万～500万円と大幅に増えたことによるが、それらの収入増大の内訳をみると、日露戦争中と戦後の企業勃興期は貸出の伸長によるものであったのに対し、景気低迷期の43年・44年下期は、主として在外資産の運用利息の増加によるところが大きかったことは注意を要しよう。

一方、支出面では、業容の拡大に加えて、明治32年3月制定の「日本銀行納税ニ関スル件」（法律第56号）により兌換銀行券保証発行高にも課税されるに至ったこともあり、営業経費が明治20年代に比べて著しく増大したことが目につく（20年代各下期の平均18万円、30年下期～44年下期の平均215万円）。したがって、期中支出総額も明治30年下期以降は最低176万円、最高860万円に上り、毎年下期の平均では421万円と20年代のそれ（78万円）に比べて5.4倍となった。もっとも、特殊要因により期中収入総額が大幅に増えた30年下期と42年下期を除いても、平均700万円余の期中収入があったので、平均して270万円の当期利益金を確保する

第3章 金本位制発足後の政策運営

表 9-4 収 益 状 況

明 治 ・ 年/期	30/下	31/下	32/下	33/下	34/下	35/下
(収 入)						
諸 利 息	1,433	1,473	653	674	1,348	848
割 引 料	1,851	1,798	2,342	3,559	1,755	1,201
手 数 料	458	325	371	255	279	264
公 債 利 息	1,084	1,120	1,105	1,447	1,551	1,424
公 債 売 買 益	87	42	347	8	26	10
地 金 銀 売 買 益	78		0	1	1	1
そ の 他 と も 計	12,748	4,786	4,885	5,964	4,982	4,039
(支 出)						
諸 利 息	72	75	78	33	1	9
手 数 料	266	0	17	0	6	0
営 業 経 費	1,197	1,126	1,092	1,888	1,838	1,603
諸 税	619	290	289	964	862	665
公 債 売 買 損	2			0	0	
地 金 銀 売 買 損	0			0	0	0
そ の 他 と も 計	2,184	2,083	2,205	3,230	2,611	1,761
当 期 利 益 金	10,564	2,703	2,679	2,734	2,372	2,278

(注) 0は単位未満を示す。

(出所) 前掲「日本銀行半季報告」。

表 9-5 利益金処分状況

明 治 ・ 年/期	30/下	31/下	32/下	33/下	34/下	35/下
当 期 純 益 金	10,805	3,007	3,087	3,166	2,824	2,748
配 当 金	8,963	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
役 員 賞 与 等	180	180	170	170	147	137
積 立 金	1,370	700	680	700	400	350
次 期 繰 越	292	327	437	496	477	461

(注) 当期純益金=当期利益金+前期繰越金-諸消却金。

(出所) 同上。

9. 営業年限の延長・増資

(単位：千円)

36/下	37/下	38/下	39/下	40/下	41/下	42/下	43/下	44/下
1,023	2,049	863	1,409	1,286	593	787	3,044	2,033
540	2,121	4,412	3,830	3,701	2,258	1,383	1,267	2,441
236	940	304	1,295	1,160	1,042	887	121	89
1,789	1,445	1,678	2,522	1,409	2,386	3,044	1,503	1,612
321	113	28	68	104	41	4,725	344	403
281	913	334	93	23	110	12	160	73
4,412	8,037	8,414	11,433	10,723	9,335	13,120	7,336	7,753
16	1	87	277	255	169	184	229	166
0	0	0	0	1	0		0	
1,551	2,702	3,639	3,100	3,121	2,588	2,011	2,298	2,477
590	934	1,222	895	1,765	1,225	679	645	859
	0		0	0				
	2	23			9	222		0
2,248	5,486	5,597	8,597	7,649	6,230	4,004	4,508	4,795
2,164	2,551	2,817	2,836	3,073	3,106	9,116	2,828	2,958

(単位：千円)

36/下	37/下	38/下	39/下	40/下	41/下	42/下	43/下	44/下
2,536	2,978	3,264	3,667	4,272	4,441	10,611	3,663	4,252
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,300	2,250	2,250
126	165	191	193	217	220	250	170	183
200	550	650	650	1,000	1,000	850	180	310
410	463	623	1,024	1,255	1,421	211	1,063	1,509

ことができた。

明治30年下期～44年下期の当期純益金⁽¹⁾とその処分状況は表9-5のとおりである。大体において300万～400万円の純益金を計上しているが、30年下期の純益金が1081万円に上ったのは、上述のように773万円の金銀評価益があったためである。また、42年下期の純益金も1061万円に達したのは、777万円に及ぶ公債利息と公債売買益収入による。いずれの場合も、増資に伴う特別配当金750万円の財源にあてられた。増資に伴う配当金負担の増大もあり、配当金と役員賞与等を控除した内部留保率を見ると、30年～44年各下期の平均では17.1%と2割を下回り、明治20年代と比較して改善されたとはいえない。むしろ、景気の低迷した35年・36年および43年・44年の各下期における内部留保率が、10～12%にとどまっていたことは見落とすことができないであろう。

- (1) 統計の連続性を保つため、当期純益金から諸消却金を差し引いてあるので、「半季報告」に掲げられている当期純益金の金額と必ずしも一致しない。